

会議案第2号

平塚市議会委員会条例の一部を改正する条例

「平塚市議会委員会条例の一部を改正する条例」を別紙のとおり提出する。

令和7年5月15日 提出

提出者

議会運営委員会委員長 諸伏 清児

平塚市議会委員会条例の一部を改正する条例

平塚市議会委員会条例（平成3年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項及び第7条第2項中「5人」を「6人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。